

生徒心得

この心得は、本校生としての基本的な生活のきまりをまとめたものである。生徒はこの心得をよく守り、本校生としての自覚と誇りを持ち、充実した高校生活が送れるように努めなければならない。

(1) 登校、下校、外出等

- ア. 生徒は始業時刻までに登校し、定められた教室に集合すること。ただし、週番・その他にすべき事のある者は、時間に余裕を持って登校すること。
- イ. 下校時刻を厳守すること。
- ウ. 部活動などで下校時刻以降まで残る場合は、あらかじめホームルーム担任または担当職員の承認を得ること。
- エ. 始業時刻から終業時刻までは、原則として校外に出ないこと。やむを得ない理由により外出する場合は、生徒手帳の所定欄に記入してホームルーム担任等の許可を受けること。

(2) 欠席、遅刻、早退、忌引等

- ア. 病気その他やむを得ない事由で欠席する場合は、当日始業前に、電話等で保護者等がホームルーム担任に連絡すること。
- イ. 遅刻した場合は登校後ただちに所定の様式に必要事項を記入し、職員室で指導を受けること。
- ウ. 登校後やむを得ない理由で欠課又は早退する場合には、その理由を生徒手帳の所定欄に記入してホームルーム担任の許可を受けること。病気等による場合は、養護教諭の指示を受けたうえでホームルーム担任の許可を受けること。
- エ. 忌引をする場合は、その理由をホームルーム担任に申し出ること。
忌引日数は次のとおりとする。
 - (ア) 父母 7 日
 - (イ) 祖父母 3 日
 - (ウ) 兄弟姉妹 3 日
 - (エ) その他の親族(原則として 3 親等以内) 1 日
 - (オ) 上記の人々の法要 1 日なお、葬祭のため遠隔の地に行く場合には、実際に要した往復日数を加えることとする。

(3) 休学、退学、転学等

- ア. 病気その他の理由で休学しようとするときは、別に定める様式により休学願を校長に提出すること。休学期間は 2 ヶ月以上 1 年以内で、その期間中の授業料は免除される。
- イ. 病気その他の理由で退学しようとするときには、別に定める様式により退学願を校長に提出すること。
- ウ. 家庭の事情等で転学しようとするときは、校長に願い出てその指示を受けること。
- エ. 休学の事由がやんで復学しようとするときは、校長に願い出ること。
- オ. 氏名、現住所等に変更のあった場合及び保護者等、保証人に異動のあった場合は、速やかにホームルーム担任に申し出て指示を受けること。

(4) 交友

- ア. 交友は互いの人格の形成の上で極めて重要である。互いに学友として人格を尊重し、理解と協力を努めること。
- イ. 上級生は下級生の模範となり、下級生は上級生を尊敬し、互いの立場を尊重すること。
- ウ. 許可なく友人宅等に宿泊しないこと。
- エ. 交際においては互いに相手の人格を尊重し、理解と協力を努め、明朗健全であること。

(5) 礼儀

- ア. 学校生活を明るく楽しいものとするために、常に礼儀正しく振る舞うこと。
- イ. 校舎内で来客に会った場合は気持ちよい挨拶を心掛けること。
- ウ. 職員室等に入室する際は服装を正し、挨拶をすること。
- エ. 日常の言葉づかいは、相手の立場を尊重することを心掛けること。
- オ. 校外においても常に礼儀を重んじ、他人の迷惑にならないよう心掛けること。

(6) 校内生活

ア. 相談

- (ア) 健康相談心身の異常に気づいた場合や健康上の問題がある場合は、ホームルーム担任又は養護教諭に相談すること。
- (イ) 進路相談進路の選択・決定については、ホームルーム担任又は進路指導担当教員に相談すること。
- (ウ) 生活・進路・学習上の心配や、その他自分では解決できない悩みが生じた場合には、ホームルーム担任、教育相談係などの教員に相談すること。

イ. 携帯品、所持品

- (ア) 教科の学習、部活動などに必要な用具以外は学校に持参しないこと。
- (イ) 教科書・ノート類は机やロッカーの内外に放置しないこと。
- (ウ) 多額の現金、貴重品は学校へ持参しないこと。やむを得ない場合は、その保管をホームルーム担任に依頼したり、たえず身につけたりする等注意すること。
- (エ) 納入金を持参した時は、朝のうちに速やかに納入すること。
- (オ) 携帯電話・スマートフォン等の持ち込みは許可制とする。ただし、日課時間内の使用は原則認めない。

ウ. 遺失物、拾得物及び金銭の貸借

- (ア) 金品を遺失した場合及び盗難にあった場合は、速やかにホームルーム担任又は係教員に申し出ること。
- (イ) 金品を拾得した場合は、速やかにホームルーム担任又は係教員に届け出ること。
- (ウ) 生徒相互間で金銭の貸借、物品の売買は行わないこと。

エ. 校舎・校具の保全

- (ア) 学校の建物、器具は大切に取り扱い、器具は使用后必ず所定の位置に戻すこと。
- (イ) 校舎、校具等を破損等した場合には、速やかにホームルーム担任に申し出てその指示を受けること。

オ. 防災防除

- (ア) 教職員の許可なく、校内で火気を取り扱わないこと。
- (イ) 火気その他校内に異状を認めた場合には、速やかに教職員に連絡すること。
- (ウ) 火災等の災害発生時には、定められた計画に従って敏速に行動すること。
- (エ) 公共物と私物とを問わず盗難に注意すること。
- (オ) 自転車は所定の位置に置き、必ず鍵をかけること。また、本校所定のステッカーをつけること。
- (カ) 登下校時の一人歩きを極力避け、複数で行動するよう心掛けること。防犯ブザーを携帯する等安全を心掛けること。帰宅が遅れる時は必ず家庭に連絡すること。

カ. 団体・集会・出版・掲示

- (ア) 全校生徒を対象に、次のことを行う場合には生徒指導係を通じて校長の許可を受けること。
 - ・団体を結成しようとする場合
 - ・集会を開こうとする場合
 - ・出版物を出そうとする場合
 - ・掲示をしようとする場合
 - ・集会、掲示等のため校舎、校具を使用する場合

(7) 校外生活

- ア. 常に本校生として誇りと良識を持って行動すること。
- イ. 外出する場合は保護者等の許可を受け、その行先、目的及び帰宅の時刻を明らかにすること。
- ウ. 正当な理由があり、保護者等が認めている場合を除き、夜間の外出は厳に慎むこと。
- エ. 校外の団体に加入したり集会に参加する場合は、ホームルーム担任を通じて校長の許可を得ること。
- オ. アルバイトは経済的事由のある場合を除き認めない。ただし、家庭の都合でやむを得ずアルバイトの必要のある生徒は、保護者等が直接ホームルーム担任と相談し校長の許可を得ること。また、アルバイトの実施にあたり次の各項を遵守すること。
 - (ア) 職種は高校生としてふさわしいものとし、夜間のアルバイト、宿泊を伴うもの、危険なものなどは認めない。
 - (イ) 土日・祝日のみとし、夜は8:00までとする。
 - (ウ) 長期休業中については、休み明け前の3日間は実施せずに、次学期の準備をすること。定期テストの際も、1週間前から休止すること。
 - (エ) 年度をまたいでアルバイトの継続を希望する場合は、あらためて許可を得ること。
 - (オ) 1年生は原則として2学期（夏休み明け）から許可をする。

※性行不良の者、問題行動を起こした者、成績不良の者は、アルバイトの許可を取り消す。

カ. 次の事項は禁止する。

- (ア) 法律及び条令により禁止されている行為（無免許運転、交通違反、喫煙、飲酒、賭事、薬物乱用、暴力行為、危険物所持、恐喝、万引、窃盗、占有離脱物横領、パチンコ店への出入り、深夜徘徊等）
- (イ) 風紀上好ましくない場所への出入り（居酒屋、スナック、クラブ等）
- (ウ) 公共物破損

(エ) その他、生徒としてふさわしくない行為

(8) 日課、登下校時刻

ア. 本校の日課は次の通りとする。

	6 限日課	7 限日課
朝の学習	8:35～ 8:45	8:35～ 8:45
ホームルーム	8:45～ 8:50	8:45～ 8:50
第 1 時限	8:55～ 9:45	8:55～ 9:45
第 2 時限	9:55～10:45	9:55～10:45
第 3 時限	10:55～11:45	10:55～11:45
第 4 時限	11:55～12:45	11:55～12:45
昼休み	12:45～13:30	12:45～13:30
清掃	13:30～13:45	清掃カット
第 5 時限	13:50～14:40	13:30～14:20
第 6 時限	14:50～15:40	14:30～15:20
第 7 時限		15:30～14:20

イ. 下校時刻は次の通りとする。

月～金 16 時 50 分

ただし、下校時刻以後残留する場合は、担任等の許可を得ること。
部活動は、原則として定期試験前 1 週間の期間は活動を中止する。

(9) 公認欠席

ア. 次の各項に該当する場合で校長の承認を得た者は出席扱いとする。

- (ア) 特別活動等で学校代表として参加する場合
- (イ) 就職、進学のため受験する場合
- (ウ) 交通機関の事故などにより遅刻した場合
- (エ) その他校長が認めた場合

(10) 交通安全及び通学

ア. 道路交通法を遵守し、常に事故防止に努め、交の安全と円滑を図ること。

イ. 学校に届け出た通学方法及び通学路により通学すること。通学途中は公衆道徳の高揚に努め、本校生として節度と限度のある言動をすること。

ウ. 万が一交通事故（被害、自損を含む）に遭った場合は、必ず警察に通報し、その後学校にも報告すること。また、交通違反等で補導を受けた場合は、速やかにホームルーム担任に報告すること。

エ. 自転車通学を希望する場合は、本校所定のステッカーを付けること。また、自転車乗用の際は、特に下記の事項を厳守すること。

- (ア) 必ず自転車保険等に加入し、ヘルメットの着用や自転車の点検整備に努めること。

※点検のポイント

ブレーキ、ライト、ベル、反射機材、タイヤ、チェーン、ハンドル、ペダル、サドル、その他

- (イ) 道路は左側端を一行で走行し、二人乗りはしないこと。
- (ウ) 交差点では信号に従うこと。信号のない交差点では一時停止を励行すること。
- (エ) 片手運転、傘さし運転、イヤホン・スマホ等のながら運転をしないこと。雨合羽は常に用意しておくこと。
- (オ) 校内外にかかわらず、駐輪の際は駐輪場に整然と駐め、必ず施錠(できる限り二重ロック)すること。

オ. 原動機付自転車及び自動車等については次のように定める。

- (ア) 原動機付自転車、自動二輪の免許取得は禁止する。
- (イ) 普通車の運転免許取得については、進路が内定し必要と認めた場合に限りこれを許可する。この場合、就職内定者については3年の第2学期期末試験終了後、進学内定者については2月の自宅学習開始日以降とし、校長の許可を得ること。
- (ウ) 運転免許の取得に当たっては、授業を欠いてはならない。
- (エ) 運転免許を取得しても、卒業するまでは絶対に運転しないこと。

(11) ホームルーム役員の任務

ア. ホームルームに次の役員を置く。

- (ア) ホームルーム委員長1名
- (イ) ホームルーム副委員長1名
- (ウ) 書記2名

イ. 役員の任務は次の通りとする。

- (ア) ホームルーム委員長は、ホームルームを代表するとともに、ホームルームの融和と団結を図り、学習にふさわしい雰囲気作りに努めること。
- (イ) ホームルーム副委員長は委員長を助け、不在の時はその任務を代行する。
- (ウ) 書記はホームルーム内の庶務を担当する。

ウ. 役員の任期は1年とする。

(12) 週番の任務

ア. ホームルームにホームルーム週番を置く。

イ. ホームルーム週番は2名とし、その任務は次の通りとする。

- (ア) ホームルーム担任の指導のもとに、責任をもって学級の管理にあたり、授業が円滑に行われるようにする。
- (イ) 8:20までに登校し、出席簿、ホームルーム日誌等の管理や、教室の整理整頓、換気に努めること。
- (ウ) 休み時間には黒板及び黒板拭きをきれいにするなど、次時の授業が円滑に行われるよう留意すること。
- (エ) 放課後は黒板及び黒板拭きをきれいにし、教室内の整理整頓、戸締まり、消灯を点検すること。ホームルーム日誌に必要事項を記入し、出席簿とともにホームルーム担任に提出し、当

日のホームルーム活動状況を報告すること。

(オ) その他ホームルームの役割についてはホームルーム担任の指示を受けること。

(13) 服装、容儀

ア. 登下校並びに授業中は制服を着用し、高校生としての品位を保つこと。

イ. 制服の着用については次のように定める。年間を通して本校所定のものを、気候や体調に合わせて着用すること。

○ネクタイ着用期（4月及び11月～3月）

長袖シャツ、ネクタイを着用すること。式典時はブレザーも着用すること。登下校時の防寒着の着用を認める。（11月～3月の期間のみ）

○ネクタイ着用期以外（5月～10月）

ネクタイを着用しなくてもよい。長袖シャツを着用する場合は、シャツの裾をスラックスやスカートの外に出さないこと。式典時は正装とし半袖か長袖シャツを着用すること。

ウ. その他の容儀等は次のとおり規定する。

(ア) スラックスを着用の際はベルトも着用し、黒色で質素な模様や飾りのないものとする。

(イ) 靴下は、白・黒・紺・グレー系統の無地とする。ワンポイントは認める。スカートを着用の際は、スカートの下にストッキング・タイツの着用も認める。ただし、色はベージュ系または黒で無地のものとする。

(ウ) 靴は黒や茶系の革(合成皮革を含む)靴、あるいは白・黒・紺・茶系色の運動靴等とする。個性が強いものや派手なもの、高額なものは避ける。

(エ) 上履、体育館シューズ、体育着は本校所定のものを着用すること。

(オ) 髪は清潔感のある状態にしておくこと。染色やパーマ等の加工をしないこと。また、一部を極端に短くしたり長くしたりするなど、奇抜な髪型にはしないこと。眉も剃らないこと。
・男子は両耳が見え、後ろは襟元にかからないようにすること。もみあげを伸ばしたりひげを伸ばしたりしないこと。

・女子で肩より伸ばす場合は、髪を束ねるなど、動きやすい状態を保つこと。

(カ) 化粧をしたり、装身具（ピアス・ネックレス等）を身につけたりしないこと。

※化粧には、着色リップ等も含む。

(キ) 通学用のバッグは教科書等の必要なものが十分入るもので、口が閉じるものとする。

(ク) 自転車通学する生徒は雨合羽を常備する。安全上、白またはクリーム系の明るい色が望ましい。

(ケ) 防寒着は、色は黒・紺・グレー・茶系無地のコート・ジャンパーで華美でないものとする。ただし、部活動で揃えたものを着用することも認める。

エ. 怪我などで止むを得ない理由で規定以外の服装をする場合は、「異装許可願」をホームルーム担任に提出し、校長の許可を得ること。

オ. 休日、休業日も登下校の際は制服を着用すること。

(14) テスト中の注意事項

ア. 試験開始5分前までに、出席番号順に着席し、静かに待機すること。

イ. 教科書・ノート・辞書等の荷物やバッグは机の中や机の脇、通路に置かないこと。荷物・バツ

グは廊下に出すこと。

- ウ. 携帯電話類は電源を切ってバッグの中に入れておくこと。身に付けていたり、机の中に入れていたりした場合は不正行為をしていたものとみなす。
- エ. 「始め」の合図があるまで、問題用紙は裏返しにしておく。両面印刷の問題用紙の場合は、解答用紙を一番上にして、その下に問題用紙を置く。
- オ. 筆記用具の貸借は禁止する。
- カ. 下敷きは使用しない。机の中は空にする。机の上には筆記用具のみ。ただし、ティッシュ等を必要とする場合は、包みから出した状態で無地のものを使用すること。
- キ. 「膝掛け」は使用しないこと。
- ク. 終わりのチャイムが鳴ると同時に筆記用具を置き、監督者の指示に従うこと。
- ケ. 絶対に不正行為をしないこと。監督者の指示に従い、疑わしい行動、不自然な行動をとらないこと。

(15) スマホ・携帯電話について

- ア. 学校敷地内への持ち込み、使用については「スマホ・携帯校内持込届」を入学時に提出すること。
- イ. 届け出のない生徒の持ち込み、使用は禁止とする。
- ウ. 「スマホ・携帯校内持込届」の遵守事項を守り、違反した場合は指導に従うこと。
- エ. ネット被害、高額請求などトラブル等になった場合は、学校、警察、栃木県消費者ホットライン（028-625-2227）に相談すること。

(16) 長期休業中の心得

- ア. 本校生としての自覚を持ち、学則及び生徒心得を守り、高校生としてふさわしい生活を送るよう心掛けること。
- イ. 各自に適した計画を立て、学力の充実を期すること。怠惰な生活に流されることのないよう留意すること。
- ウ. 進んで家事を手伝い、家族の一員としての責任を果たすこと。アルバイトは原則として認めない。
- エ. 交通事故に特に注意し、無免許運転などの交通違反は絶対にしないこと。
- オ. 交友については相手を尊重し、個別の交際については誤解を受けることのないよう留意すること。

(17) 土曜・日曜・休日等における校舎使用

- ア. 土曜日・日曜日・休日に部活動等で校舎内の施設を使用する場合は、担当教員の指導監督を受けること。なお、個人的使用は原則として認めない。
- イ. 施設の使用時間は8時から16時30分までとする。
- ウ. 校舎使用後は清掃を行い、窓の施錠、消灯等を実行すること。使用に際し机、椅子等を勝手に移動しないこと。止むを得ず移動させた場合は必ず復元しておくこと。

(18) 保健衛生

- ア. 各自、保健衛生に十分注意し、心身共に健康な生活を心掛けること。
- イ. 教室の採光及び教室・廊下の換気に留意すること。病気や負傷の際は、速やかに係の教職員に連絡し、保健室で応急の処置を受けること。
- ウ. 健康診断等には進んでこれに応じ、絶えず自己の健康保持に注意を払うこと。
- エ. 自己及びその付近に感染症が発生した時は、ホームルーム担任に連絡して指示を受けること。
- オ. 「日本スポーツ振興センター」の共済給付を受けようとするときは、ホームルーム担任又は養護教諭に申し出て指示を受けること。

(19) 清掃・環境美化

- ア. 常に校舎内外の清掃美化に努め、学習環境を整えるよう心掛けること。
- イ. 清掃は毎日昼休み及び定例大掃除のほか、必要に応じて臨時大掃除を行うこと。
- ウ. 清掃時には、ホームルームに割当てられた分担区域の清掃整理を責任をもって行い、清掃終了後は速やかに担当教職員に報告すること。
- エ. 机・椅子等は常にその位置を正しくし、机・ロッカーの中は清潔にしておくこと。
- オ. 用済みになった掲示物は速やかに取り除き、後はきれいにしておくこと。
- カ. 土足で校舎内に入ったり、上履きのまま校庭に出ないこと。

(20) 身分証明書の携帯

- ア. 身分証明書は常時携帯すること。
- イ. 紛失した場合はただちにホームルーム担任に届け出て、再発行の手続きを行うこと。
- ウ. 他人に貸与又は譲渡してはならない。

令和5年3月一部改訂